

科目4

保育の原理

講師紹介

○講師氏名 高橋貴志

○所属 白百合女子大学

○その他の経歴など

- ・東京都調布市子ども子育て会議会長
- ・東京都新宿区子ども子育て会議会長
- ・一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士養成研究所副所長 など

はじめに

はじめに

- 子育て支援員研修における本科目の位置づけ
 - ・子どもを主体とした保育について、養護の観点、発達支援の観点から、その基礎を学ぶ。

- 本講義の目的
 - 1.発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。
 - 2.情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。
 - 3.子育て支援事業における安全対策や危機管理の必要性について発達との関連を踏まえて理解する。

本
科
目
で
網
羅
す
る
シ
ラ
バ
ス
の
内
容

1. 子どもという存在の理解
2. 情緒の安定と生命の保持
3. 健康の保持と安全管理

1. 子どもという存在の理解

- ①「保育」概念の確認
- ②権利主体としての子ども
- ③能動的存在としての子ども

2. 情緒の安定と生命の保持

- ①生命の保持と情緒の安定
- ②養護と教育の一体性
- ③子どもの発達と自我

3. 健康の保持と安全管理

- ①子どもの健康状態の把握
- ②子どもの事故の特性

まとめ

1. 子どもという存在の理解

1. 子どもという存在の理解 ① 「保育」概念の確認

- ・ 「保育」の**多義性**を理解する

「保育士とは、(中略)保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の**保育**及び児童の保護者に対する**保育**に関する指導を行うことを業とする者をいう。」

(児童福祉法第18条の4)

1. 子どもという存在の理解 ① 「保育」概念の確認

「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、
幼児を**保育**し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、
その心身の発達を助長することを目的とする。」

(学校教育法第22条)

「教諭は、幼児の**保育**をつかさどる。」

(学校教育法第27条の9)

☆ **保育所、幼稚園問わず、「保育」という言葉が使われているため、
その都度「保育」がどの文脈で使用されているかチェックする
ことが重要**

1. 子どもという存在の理解 ① 「保育」概念の確認

ECEC (Early Childhood Education and Care)



就学前教育・保育を指す用語として国際的に使われている表現の一つ。

(OECD編. OECD保育白書 人生の始まりこそ力強く:乳幼児期の教育とケア (ECEC)の国際比較: 明石書房, 2011より)

☆ 「Care」と「Education」の二つの要素が入っている点
に注目

参考) 日本の保育所保育の基本は「養護」と「教育」が一体となること。

1. 子どもという存在の理解 ② 権利主体としての子ども

「全て児童は、※児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

(児童福祉法第1条)

※ 児童の権利に関する条約

- ・ 1989年に国際連合において採択され、日本は1994年に批准した。
- ・ 子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」
「参加する権利」を保障する。

☆ 「権利主体」として子どもを捉えることは保育の大前提

1. 子どもという存在の理解 ③ 能動的存在としての子ども

・子どもは自ら学ぶ力、育つ力をもっている

例) 「**観察学習**」 (バンデューラ)

(中澤潤ら 社会的学習理論から社会的認知理論へ-Bandura理論の新展開をめぐる最近の動向-
:心理学評論, 1988, 31(2)より)

1) 注意 (attention) ← 支援者、保育者の関与が重要

2) 保持 (retention)

3) 産出 (production)

4) 動機づけ (motivation) ← 支援者、保育者の関与が重要

☆ **子どもの「自ら学ぶ・育つ」力を援助することが保育の基本**
⇒ **保育の営みは支援者・保育者と子どもの両者によって成立する。**

1. 子どもという存在の理解 ③ 能動的な存在としての子ども

「遊び」は子どもの能動的な活動の代表

・ 遊びが子どもの発達に寄与する点

1) 子どもの運動機能の発達に寄与

例) 園庭を駆け回る子ども

2) 子どもの社会性の発達に寄与

例) おもちゃの取り合いをきっかけにけんかを始めた子ども

3) 子どもの知的発達に寄与

例) 泥団子を作っていて「1+1は1？」と保育者に質問した子ども

☆ **遊びは子どもの様々な発達に貢献している**

1. 子どもという存在の理解 ③ 能動的な存在としての子ども

幼児教育において育みたい資質・能力の整理（案）

別添 1

小学校
以上

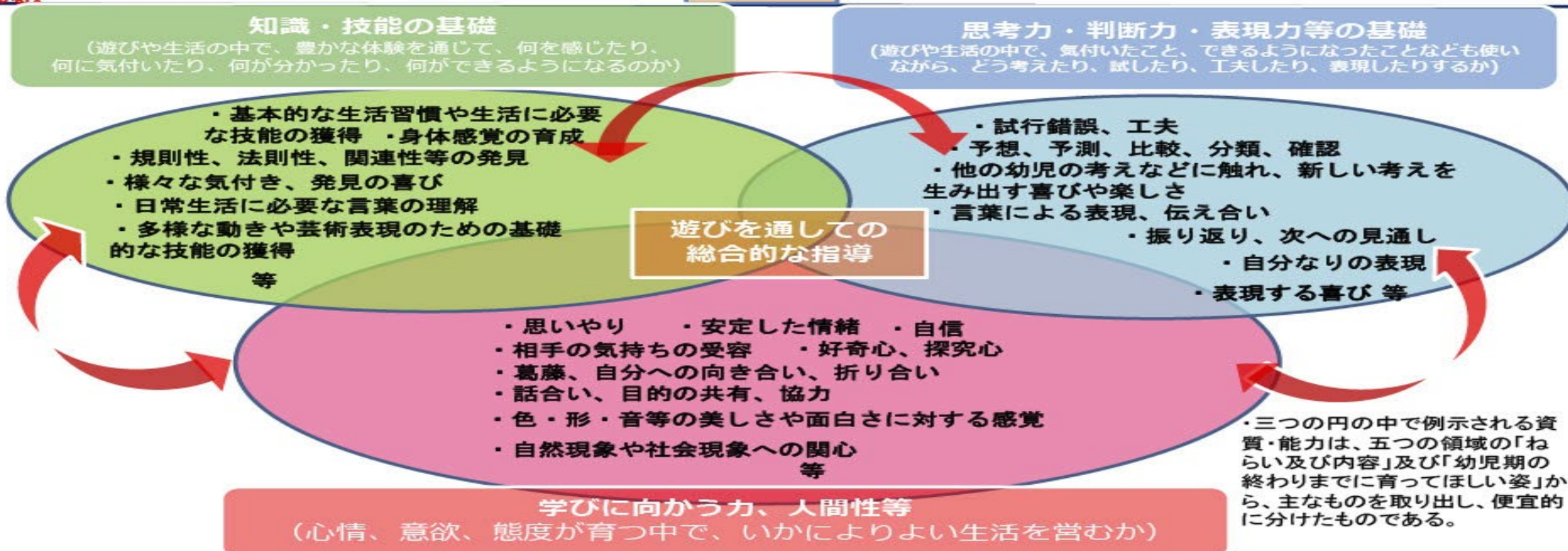
知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力、人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

幼児教育
環境を通して行う教育



(中央教育審議会答申、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 別添資料1：2016 より)

子育て支援員研修
基本研修

1. 子どもという存在の理解 ③ 能動的存在としての子ども

「遊び」は子どもの“自発的”行為・活動

「遊びとは、あるはっきり定められた時間、空間の範囲内で行われる自発的行為もしくは活動である」

(ホイジンガ/高橋英雄訳. ホモルーデンス:中央公論社, 1973より)



遊びを“自発的”行為・活動として上で、保育者や支援者が子どもと関わる際、「Education (教育)」の意味の問い直しが必要



☆ 保育における「教育」は、「発達の援助」と捉え、「教育=知識・技術を教えること」と、限定的に解釈しないことが重要

本項目のまとめ

- ◎ 「保育」という言葉の意味は多義的。その都度「保育」がどの文脈で使用されているかチェックする。
- ◎ 「保育」には「Care（養護）」と「Education（教育）」の二つの要素が入っている。
- ◎ 「権利主体」として子どもを捉えることは保育の大前提と考える。
- ◎ 子どもの「自ら学ぶ・育つ」力を援助することが保育の基本⇒ 保育の営みは支援者、保育者と子どもの両者によって成立する。
- ◎ 保育における「教育」は、「発達の援助」と捉え、「教育=知識・技術を教えること」と、限定的に解釈しない。

参考資料

OECD編. OECD保育白書 人生の始まりこそ力強く:乳幼児期の教育とケア(ECEC)の国際比較: 明石書房, 2011, p265

中澤潤・大野木裕明・伊藤秀子・坂野雄二・鎌原雅彦. 社会的学習理論から社会的認知理論へ-Bandura理論の新展開をめぐる最近の動向-:心理学評論, 1988, 31(2), p229-251

高橋貴志. これからの保育者論 日々の実践に宿る専門性: 萌文書林, 2017, p45-53

ホイジンガ/高橋英雄訳. ホモルーデンス: 中央公論社, 1973, p73

中央教育審議会答申. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 別添資料1: 2016

科目4

保育の原理

1. 子どもという存在の理解

- ①「保育」概念の確認
- ②権利主体としての子ども
- ③能動的存在としての子ども

2. 情緒の安定と生命の保持

- ①生命の保持と情緒の安定
- ②養護と教育の一体性
- ③子どもの発達と自我

3. 健康の保持と安全管理

- ①子どもの健康状態の把握
- ②子どもの事故の特性

まとめ

2. 情緒の安定と生命の保持

2. 情緒の安定と生命の保持 ① 生命の保持と情緒の安定

ECEC (Early Childhood Education and Care)

「保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。

保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。」

(保育所保育指針第1章総則2養護に関する基本的事項の(1))

◎ 「生理的早産」の状態で人間の子どもは生まれる。(ポルトマン)

(A.ポルトマン. 人間はどこまで動物か: 岩波書店, 1961より)

☆ **生命の保持と情緒の安定は保育行為の基盤**

2. 情緒の安定と生命の保持 ② 養護と教育の一体性

- ・子どもの発達の特性に応じて「養護」のウェイトは変化するが（乳児は幼児に比べ養護のウェイトは高い）、子どもの年齢にかかわらず、養護（生命の保持と情緒の安定）の重要性は不変。
- ・養護と教育（発達の援助）の一体性は、両者の“視点”をもって保育に関わるということ

2. 情緒の安定と生命の保持 ② 養護と教育の一体性

養護と教育の一体性の誤った理解

×・給食 = 養護の活動 ・絵本の読みきかせ = 教育の活動

◎・給食～

養護の視点 ⇒ 十分な栄養をとる

教育の視点 ⇒ 基本的な生活習慣に関する発達を援助する

・絵本の読み聞かせ～

養護の視点 ⇒ 子どもの体調の変化に目を配る

教育の視点 ⇒ 絵や文字に関する知的発達を援助する

☆ **一つの実践を二つの視点で見ることが一体化**

2. 情緒の安定と生命の保持 ③ 子どもの発達と自我

1) 子どもの発達の特性と保育内容

→ 子どもの実態に即した保育内容

- 子どもの発達特性は保育内容を考える際の「基準」としてとらえる
- 目の前の子どもの特性と発達特性は必ずしも同じではない
- 「基準」からの著しいズレについては別途対応（他職種との連携等）が必要

2. 情緒の安定と生命の保持 ③ 子どもの発達と自我

2) 子どもの感情の発達と自我

●感情（快・不快） [+ は“上述内容に加えて”の意]

新生児 <興奮>

3ヶ月 < + 快、不快>

6ヶ月 < + 怒り、嫌悪、恐れ>

1歳 < + 愛情、得意>

1歳半 < + 子どもへの愛情、成人への愛情、嫉妬>

2歳 < + 喜び>

5歳 < + 望み、不満足、羨み、失望、恥ずかしがり、心配>

(巷野悟郎編. 子どもの保健第6版：診断と治療社, 2011より)

2. 情緒の安定と生命の保持 ③ 子どもの発達と自我

● 自我

- ・ 芽生えは1歳前後から・・・

強く自己主張することも多くなり、自分の思いや欲求を主張し、受け止めてもらう経験を重ねることで、他者を受け入れることができ始める。

- ・ 2歳前後：「イヤイヤ期」

☆ 個人差に留意し、“自分でやってみたい！”という子どもの気持ちを受け止めつつ援助する姿勢が重要

本項目のまとめ

- ◎ECECにおけるCare（養護）は、支援者・保育者が子どもの生命の保持と情緒の安定を図ることを意味し、保育行為の基盤となるものである。
- ◎一つの子どもの姿、保育実践を養護と教育の二つの視点で見ることが「養護と教育の一体性」である。
- ◎子どもの感情や自我の発達については、個人差があることに留意し、個々の子どもの姿を受け止めつつ援助する。

参考資料

A. ポルトマン. 人間はどこまで動物か：岩波書店，1961，p60

高橋貴志. これからの保育者論 日々の実践に宿る専門性：萌文書林，2017，p22-24

巷野悟郎編. 子どもの保健第6版：診断と治療社，2011，p59

厚生労働省. 保育所保育指針解説：厚生労働省，2020，p132

科目4

保育の原理

1. 子どもという存在の理解

- ①「保育」概念の確認
- ②権利主体としての子ども
- ③能動的存在としての子ども

2. 情緒の安定と生命の保持

- ①生命の保持と情緒の安定
- ②養護と教育の一体性
- ③子どもの発達と自我

3. 健康の保持と安全管理

- ①子どもの健康状態の把握
- ②子どもの事故の特性

まとめ

3. 健康の保持と安全管理

3. 健康の保持と安全管理 ① 子どもの健康状態の把握

◎ 支援者、保育者が行う視診・・・登降園に行う健康観察 健康状態把握の観点

(小林美由紀.これならわかる!子どもの保健演習ノート:診断と治療社,2012より)

- ・ 体温
- ・ 呼吸(呼吸数・呼吸の型)
- ・ 循環(脈拍・血圧)
- ・ 体液調節(尿量の測定・脱水症状への注意)
- ・ 感覚(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)

☆ 視点として常に持ち続ける必要性

3. 健康の保持と安全管理 ② 子どもの事故の特性

- 0歳児：転落・接触（やけど等）・誤飲、誤嚥
- 1歳児：転落・誤飲、誤嚥・接触（やけど等）
- 2歳児：転落・誤飲、誤嚥・接触（やけど等）
- 3歳児：転落・転倒・ぶつかる、当たる
- 4歳児：転落・転倒・誤飲、誤嚥
- 5歳児：転落・転倒・ぶつかる、当たる（多い順）

☆ 発達段階に応じた特性を知る

(消費者庁資料. 子どもの事故の現状について:平成29年度第1回子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議, 2017より)

本項目のまとめ

- ◎事故防止及び健康の保持と安全管理に関する取組みについては、常にcareの視点を持ち続ける。
- ◎子どもの事故に関しては、年齢ごとの事故特性をふまえた上で、個々の事例に関しては、柔軟に対応する。

参考資料

小林美由紀.これならわかる!子どもの保健演習ノート:
診断と治療社, 2012, p.40-46

消費者庁資料.子どもの事故の現状について:平成29年度第1
回子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議, 2017

仙田満.人が集まる建築 講談社現代新書:講談社,
2016, P35-38

科目4

保育の原理

1. 子どもという存在の理解

- ①「保育」概念の確認
- ②権利主体としての子ども
- ③能動的存在としての子ども

2. 情緒の安定と生命の保持

- ①生命の保持と情緒の安定
- ②養護と教育の一体性
- ③子どもの発達と自我

3. 健康の保持と安全管理

- ①子どもの健康状態の把握
- ②子どもの事故の特性

まとめ

まとめ

まとめ

1. 「保育」は“養護 (Care)”と“教育 (Education)”が一体となった営みである。
2. 子どもは主体的に生き、学び、育つ権利や能力を有しており、支援者、保育者はその権利を保障し、その能力を引き出すための働きかけを行う。
3. 支援者、保育者の働きかけの基盤となるのは「養護 (生命の保持と情緒の安定)」である。それゆえ、子どもの健康の保持と安全管理はあらゆる保育行為の前提となる。